

## 社団法人日本デザイン保護協会 役員退職金規程

### (総則)

第1条 社団法人日本デザイン保護協会(以下「本協会」という)の役員  
の退職金に関する事項は、この規程の定めるところによる。

### (退職金の支給)

第2条 本協会に常勤する役員(以下単に「役員」という)が退職した  
ときは、退職金を支給する。ただし、役員が定款第15条第1号及び第2号  
の規定により解任されたときは、退職金は支給しない。

2 役員が任期満了により退職した場合において、そのものが引き続き役  
員となったときは、前項の規定にかかわらず、退職金を支給せず、最終  
の退職時に退職金を支給する。この場合における在職月数の計算は、在  
職期間を通算して行う

### (退職金の額)

第3条 退職金の額は、退職時の年俸額を12で除した額を報酬月額とし、そ  
の報酬月額の100分の25に相当する金額に在職月数を乗じた額とす  
る。

2 前項の在職月数は、役員に就任した日から役員を退職した日までの月  
数とし、1月未満の端数は、1月とする。

3 退職金の計算の結果、100円未満の端数を生じたときは、100円  
に切り上げるものとする。

### (退職金の支給対象)

第4条 退職金は、退職した当該役員に支給する。ただし、当該役員が死亡に  
よる退職した場合には、その遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、当該各号に掲げるものとする。

(1) 配偶者(届け出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係  
と同様の事情にあった者を含む)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主として  
その収入によって生計を維持していたもの。

(3) 前号に掲げるものの他、役員の死亡当時主としてその収入によ

って生計を維持していた親族。

(4)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(実施細則)

第5条 この規程の実施に必要な細則については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年5月29日から施行し、平成元年4月1日から適用する。